

報 道 解 禁 日	
新 聞	11月29日付夕刊以降
テ レ ビ ラ ジ オ インターネット	11月29日午前11時以降
解禁までは、各政治団体への個別の問い合わせ厳禁です。	

福島県選挙管理委員会

平成22年分政治資金収支報告書の概要

県選挙管理委員会届出の政治団体に係る平成22年分政治資金収支報告書の概要は次のとおりです。

なお、本資料は、福島県内において主として活動を行う政治団体として届出がなされている団体に係る、平成22年12月31日現在における平成22年分の政治資金収支報告書（平成22年1月1日から同年12月31日までの収支）の要旨の概要です。

1 収支報告書提出状況

平成22年分の政治資金収支報告書の提出率については、政党が85.8%（前年比8.4ポイント減）、政党以外のその他の政治団体が79.5%（同10.7ポイント減）、全体で80.6%（同10.3ポイント減）となっている。

提出団体数は、政党が163団体、その他の政治団体744団体（うち資金管理団体158団体）、合計907団体で、平成21年分と比較すると103団体減少している。（国会議員関係政治団体については、41団体中38団体から提出があり、提出率は92.7%である。）

なお、今回の収支報告書の未提出団体には、前年に引続き2年間報告書を提出しないために、平成23年4月1日以降、政治資金規正法第17条第2項の規定により政治活動のため寄附を受け、又は支出をすることができなくなった団体が、33団体含まれている。

※ 平成23年7月15日福島県報第2300号告示 17条2項適用団体 34団体（前年33団体）

※ この告示以降現在まで1団体が解散の届出をし、収支報告書を提出しているため、現在は33団体である。

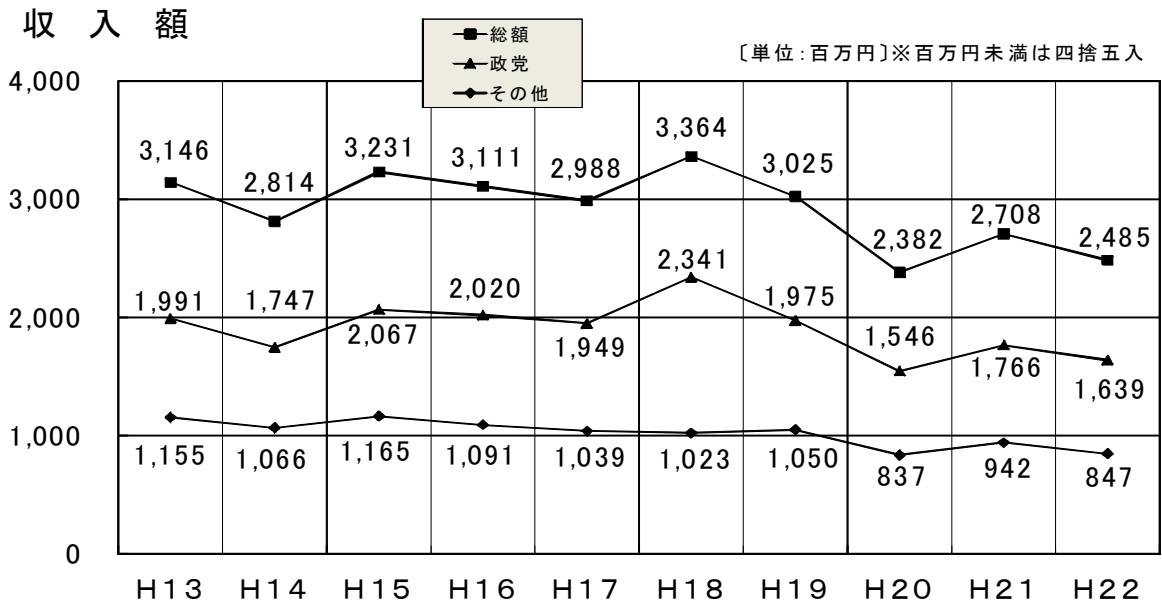
区 分	年	政治団体数		提出団体数		未提出		提出率	
		(A)	対前年 増 減	(B)	対前年 増 減	団体数	対前年 増 減	(B)/(A)%	対前年 増 減
政 党	22	190	1	163	△ 15	27	16	85.8	△ 8.4
	21	189	△ 1	178	8	11	△ 9	94.2	4.7
	20	190	△ 3	170	△ 4	20	1	89.5	△ 0.7
その他の 政治団体	22	936	14	744	△ 88	192	102	79.5	△ 10.7
	21	922	△ 61	832	△ 15	90	△ 46	90.2	4.0
	20	983	△ 75	847	△ 50	136	△ 25	86.2	1.4
合 計	22	1,126	15	907	△ 103	219	118	80.6	△ 10.3
	21	1,111	△ 62	1,010	△ 7	101	△ 55	90.9	4.2
	20	1,173	△ 78	1,017	△ 54	156	△ 24	86.7	0.9

2 収 入

収入総額は24億8,535万円で、平成21年分の27億796万円に対し2億2,261万円の減額となり、全体では8.2%減となった。そのうち、政党は16億3,876万円で7.2%減、その他の政治団体は8億4,660万円で10.1%減となった（「資料I（1）収入の部」参照）。

また、収入総額で1,000万円を超える団体数は、政党を除き、13団体で、平成21年分より4団体少なくなっている（「資料IV」参照）。

〔注： 政治資金が寄附交付金等で、政党・政治団体間を移るとそれぞれの団体に収入として計上されるため重複分を含んでいる。〕



3 収入の項目別内訳

収入の項目別内訳では、前年繰越額を除くと本部支部間の交付金6億1,022万円（前年比17.2%減）が最も多く、続いて寄附が5億7,526万円（同19.3%減）、事業収入が2億7,658万円（同60.9%増）、党費又は会費が2億1,233万円（同7.1%減）となっている。

各項目の状況は次のとおり。なお、各項目における詳細な内容については、別冊「政治団体の収支報告書の要旨」の各区分ごとの内訳を参照のこと。

※ 内訳 国会議員関係政治団体 8頁～14頁
 政党 26頁～37頁 資金管理団体 56頁～59頁 その他の政治団体 100頁～105頁
 （政党・資金管理団体・その他の政治団体については、国会議員関係政治団体を除く団体である。）

(1) 前年繰越額

合計7億5,632万円で、前年より政党は10.3%増、その他の政治団体は8.1%減、全体で2.1%増となっている。

なお、前年繰越額は、政党の収入総額の27.6%、その他の政治団体の収入総額の36.0%となっており、全体では収入総額の30.4%となっている。

(2) 党費・会費

合計2億1,233万円で、前年より政党は5.4%減、その他の政治団体は8.1%減、全体で7.1%減となっている。

なお、党費・会費は、政党の収入総額の4.9%、その他の政治団体の収入総額の15.5%となっており、全体では収入総額の8.5%となっている。

(3) 寄附

合計5億7,526万円で、前年より政党は12.4%減、その他の政治団体は27.6%減、全体で19.3%減となっている。

なお、寄附は、政党の収入総額の20.9%、その他の政治団体の収入総額の27.5%となっており、全体では収入総額の23.1%となっている。

(4) 事業収入

合計2億7,658万円で、前年より政党は64.3%増、その他の政治団体は57.6%増、全体で60.9%増となっている。

なお、事業収入は、政党の収入総額の8.5%、その他の政治団体の収入総額の16.1%となっており、全体では収入総額の11.1%となっている。

(5) 借入金

合計1,814万円で、前年より政党は13.1%減、その他の政治団体は52.7%減、全体で39.9%減となっている。

なお、借入金は、政党の収入総額の0.5%、その他の政治団体の収入総額の1.1%となっており、全体では収入総額の0.7%となっている。

(6) 交付金収入

合計6億1,022万円で、政党は17.0%減、その他の政治団体は20.6%減、全体で17.2%減となっている。

なお、交付金収入は、政党の収入総額の35.6%、その他の政治団体の収入総額の3.2%となっており、全体では収入総額の24.6%となっている。

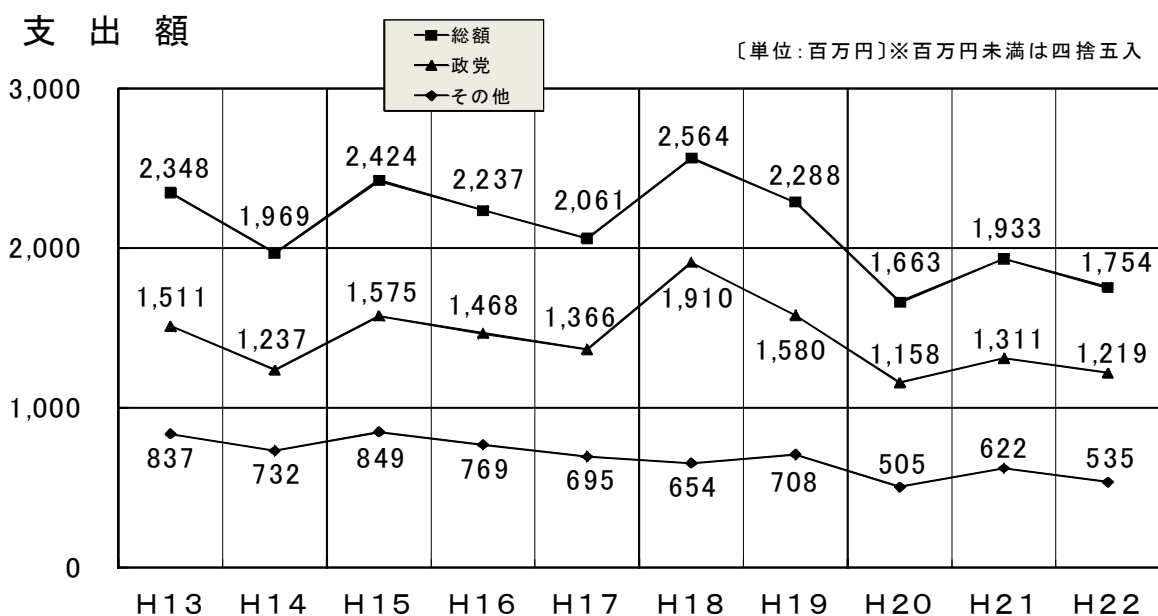
(7) その他の収入

その他の収入は(1)～(6)などに分類できない銀行等の利子収入等である。

合計3,651万円で、前年より政党は61.1%減、その他の政治団体は7.4%減、全体で58.0%減となっている。

なお、その他の収入は、政党の収入総額の1.9%、その他の政治団体の収入総額の0.5%となっており、全体では収入総額の1.5%となっている。

4 支 出



支出総額は17億5,411万円で、平成21年分の19億3,296万円に対し1億7,885万円の減額となり、全体では9.3%減となった。内訳は、政党12億1,905万円で7.0%減、その他の政治団体5億3,505万円で14.0%減となった(「資料I(2)支出の部」参照)。

内訳の中で、「経常経費」は、7億1,118万円で、前年より政党は0.5%増、その他の政治団体は16.8%減、全体では3.6%減となり、平成21年分の7億3,779万円に対し2,661万円の減額となった。

次に、「政治活動費」は、10億4,292万円で、前年より政党は12.6%減、その他の政治団体は13.0%減、全体では12.7%減となり、平成21年分の11億9,517万円に対し1億5,225万円の減額となった。

5 資 産

政治団体が有する資産等については、政党11団体、その他の政治団体13団体、計24団体（うち国会議員関係政治団体7団体）から報告があった。

資産及び借入金の状況は次のとおり。

（単位：万円）

区分	平成22年分		平成21年分		増 減	
	団体数	金額（価格）	団体数	金額（価格）	団体数	金額（価格）
土地	3	5,247	3	5,247	-	-
建物	3	8,298	4	8,388	△1	△90
動産	6	2,616	6	2,616	-	-
預貯金	5	3,875	4	1,450	1	2,425
有価証券	1	1	3	2,296	△2	△2,295
貸付金	1	10,000	1	10,000	-	-
借入金	11	10,663	12	10,248	△1	415

※ 各区分毎に団体数を数えているため、同じ団体でも重複して数えている。また、1万円未満は、四捨五入している。

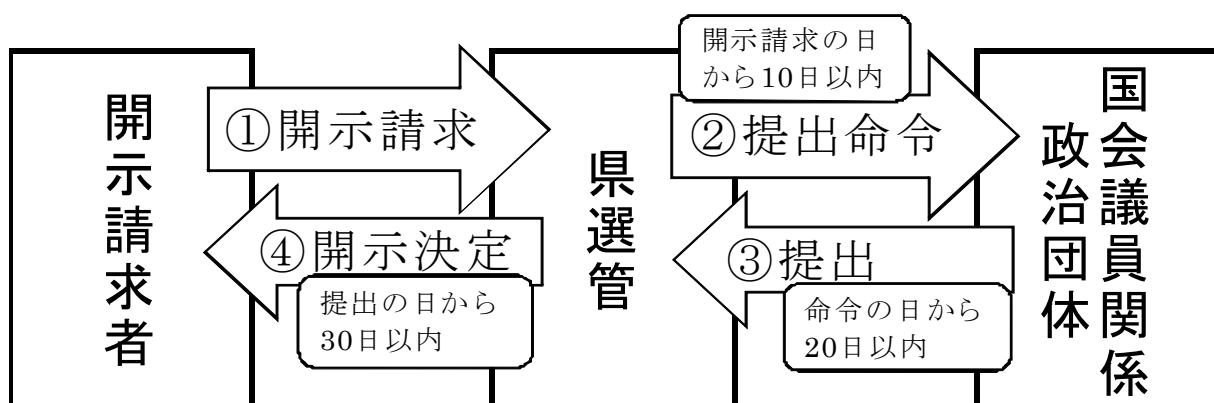
6 その他

国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しの開示については、政治資金規正法第19条の16の規定により、平成21年分から適用されており、県選挙管理委員会届出団体分の請求先は県選挙管理委員会となる。

開示の流れは下記のとおりで、開示請求があり次第、県選管で当該国会議員関係政治団体に提出命令をかけ、当該団体から提出があり次第、県選管で開示決定を行い、開示を実施するという流れになる。

なお、手続き等の詳細については、県選挙管理委員会に問い合わせのこと。

少額領収書等の写しの開示の流れ



【政治資金規正法参考条文】

○第6条第1項（政治団体の届出等）

政治団体は、その組織の日から7日以内に、郵便によることなく文書で、その旨、当該政治団体の目的、名称、主たる事務所及び主として活動を行う区域、当該政治団体の代表者（途中省略）を、都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

○第8条（届出前の寄附又は支出の禁止）

政治団体は、第6条第1項の規定による届出がなされた後でなければ、政治活動（選挙運動を含む。）のため、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け又は支出をすることができない。

○第12条第1項（報告書の提出）

政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年の収入、支出を記載した報告書を、その日の翌日から3月以内（※第19条の10により国会議員関係政治団体は5月以内）に都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならない。

○第17条第2項（無届団体とみなす措置）

政治団体が第12条第1項の規定による報告書を提出期限までに2年間提出しない場合は、第8条の規定の適用については、当該提出期限を経過した日以後は、第6条第1項の規定による届出をしていないものとみなす。

○第20条第1項（収支報告書の要旨の公表）

第12条第1項又は第17条第1項（解散の届出）の規定による報告書を受理したときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、総務省令の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。この場合において、第12条第1項の規定による報告書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該報告書が提出された年の11月30日までに公表するものとする。